

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(65) (略) (66) その他 a～c (略)</p> <p>d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合 には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結 会計期間（以下このcにおいて「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲 げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定に より記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期連結会計 期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したも の）をいう。）</p> <p>(d) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(67)～(87) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(65) (略) (66) その他 a～c (略)</p> <p>d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合 には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結 会計期間（以下このcにおいて「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲 げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第3項の規定に より記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期連結会計 期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したも の）をいう。）</p> <p>(d) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(67)～(87) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【事業等のリスク】(9-2)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク</p> <p>a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）においてこの四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー）。(1D)のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実（(11)において「重要事実等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は四半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b 「2 事業等のリスク」において、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー））の状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(新設)</p>

<p> <u>エ</u> 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>四半期報告書</u>提出日現在において判断したものである旨を記載すること。 (12)～(19) (略) (20) 役員状況 a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後<u>この四半期報告書</u>の提出日までに役員に異動があった場合に記載すること。 b～e (略) (21)～(37) (略) </p>	<p> <u>ト</u> 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>報告書</u>提出日現在において判断したものである旨を記載すること。 (12)～(19) (略) (20) 役員状況 a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後<u>この報告書</u>の提出日までに役員に異動があった場合に記載すること。 b～e (略) (21)～(37) (略) </p>
--	--

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【事業等のリスク】(11-2)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(13-2)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11-2) 事業等のリスク</p> <p>a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号及び中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。(13-2)のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの見地に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実(13-2)のbにおいて「重要事実等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(13-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>b 14 事業等のリスクにおいて、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(14)～(16) (略)</p> <p>(17) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4・5 (新設) (略)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(14)～(16) (略)</p> <p>(17) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予</p>

<p>株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c 旧転換社債等が発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに半期報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。</p> <p>d～f (略)</p> <p>(18)～(45) (略)</p>	<p>約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c 旧転換社債等が発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。</p> <p>d～f (略)</p> <p>(18)～(45) (略)</p>
--	--

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【事業等のリスク】(12-2)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(12-2) 事業等のリスク</p> <p>第九号の三様式記載上の注意(9-2)に準じて記載すること。</p> <p>(13)～(29) (略)</p>	<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(13)～(29) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【事業等のリスク】(14-2)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(16-2)</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(14-2) 事業等のリスク</p> <p>第五号様式記載上の注意(11-2)に準じて記載すること。</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(16-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>第五号様式記載上の注意(13-2)に準じて記載すること。</p> <p>(17)～(34) (略)</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(17)～(34) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての<u>有価証券報告書及び四半期報告書若しくは半期報告書</u>（以下c及びdにおいて「<u>有価証券報告書等</u>」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該<u>有価証券報告書等</u>に記載された「<u>事業等のリスク</u>」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d 参照書類としての<u>有価証券報告書等</u>に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録書提出日現在において判断した事項であることを記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての<u>有価証券報告書</u>の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該<u>有価証券報告書</u>に記載された「<u>事業等のリスク</u>」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d 参照書類としての<u>有価証券報告書</u>に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録書提出日現在において判断した事項であることを記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録・追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書若しくは半期報告書(以下。及びdにおいて「<u>有価証券報告書等</u>」という。)の提出日以後発行登録・追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録・追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (9) (略)</p>	<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録・追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後発行登録・追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録・追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (9) (略)</p>